令和9年度(2027年度)奨学金等の内訳

＜機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**満たす学生**用＞

(別紙1-1)

<table>
<tr><th>支援内容</th><th colspan="2">支給内容</th><th>支給時期</th></tr>
<tr><td rowspan="3">奨学金</td><td>北米、シンガポール、欧州(一部国・地域※を除く)、中近東

※除外国・地域

アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア</td><td>160,000円</td><td rowspan="3">原則、当該月に支給</td></tr>
<tr><td>アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び
上記除外国・地域</td><td>120,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">・留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給します。
・ただし、ひと月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しません。
・また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外です。</td></tr>
<tr><td>留学
準備金</td><td colspan="2">○往復渡航費
本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部
・他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

アジア地域　　：　100,000円
(アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)

上記以外の地域　：　200,000円</td><td>原則、渡航前に支給</td></tr>
<tr><td>授業料</td><td colspan="2">留学先における授業料相当額(学費・登録料)　**：上限300,000円**

・学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

・海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。
ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

・授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。

・宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。</td><td>原則、留学開始前に支給</td></tr>
</table>

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

・奨学金:　「原則支給予定分を一括で、大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費):

「渡航前に、大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料:　「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

令和9年度(2027年度)奨学金等の内訳

＜機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**超える学生**用＞

(別紙1-2)

※1名を上限とし、支援予定

支援内容	支給内容		支給時期
奨学金	留学先地域を問わず一律	60,000円	原則、当該月に支給
	・上記以外は、「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		
留学準備金	○往復渡航費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		原則、渡航前に支給
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料) 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ		原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

・奨学金: 「原則、支給予定分を一括で、大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費):

「渡航前に、大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に大学コンソーシアム石川から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」